

平成 26 年 6 月 19 日
群馬行政評価事務所
(所 長 : 根 津 正)特定外来生物の飼養等の許可、防除等に関する行政評価・監視
＜調査結果に基づく所見表示に対する回答＞

関東管区行政評価局、群馬行政評価事務所及び栃木行政評価事務所は、特定外来生物（生態系、人の生命・身体又は農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれあり）について、取扱いの適正化及び効果的かつ効率的な防除を推進する観点から、飼養等の許可防除の実施状況等について、平成 25 年 12 月から 26 年 3 月まで調査を実施し、調査結果に基づき、26 年 3 月 27 日、関東地方環境事務所及び関東農政局に対し必要な改善措置を講ずるよう所見表示しました。

この度、両行政機関から改善措置について回答がありましたので、その概要をお知らせします。

【ポイント】

- ① 無許可飼養等の違反事例の適正化を指摘した 24 事例については、嚴重注意の上、個体の処分等を指導したほか、更新許可申請を失念していたものは申請手続を行うよう指導するなど、相当程度（13 事例）が改善。残る 11 事例は、事実確認中
- ② 違反事例の再発防止及び取扱いの適正化については、平成 26 年度に立ち上げる「関東地域外来種対策連絡会議（仮称）」において、都県等から無許可飼養等の情報があつた場合、聞き取り、現地調査等により違反が認められるときは厳正に対処する方針
- ③ 防除の推進については、上記連絡会議を通じて、防除の必要性・有効性の周知、生息（生育）情報の収集や地方公共団体との共有を図るほか、被害、防除、防除技術等の情報の共有体制も構築し、必要に応じ民間団体を含めた防除の協力体制等を検討する方針

※ 上記①～③の改善措置状況については、関東管区行政評価局が、今後フォローアップ

〈本件照会先〉

総務省群馬行政評価事務所
評価監視官 松橋
電 話:027-221-1648
F A X :027-221-1649総務省関東管区行政評価局
第一部第 1 評価監視官 柳田
電 話 : 048-600-2319
F A X : 048-600-2337

1 特定外来生物の取扱いの適正化

(1) 飼養等の許可違反への厳正な対応

主な調査結果

- 県条例により危険な動物とされていた特定外来生物を飼養していた12事業者等のうち4事業者等が、外来生物法施行(平成17年)後も無許可で飼養
 - ① ワピチ(シカ属)、アカシカ及びファロージカについて複数無許可で飼養(1事業者)
 - ② タイワンザル及びカニクイザルを無許可(許可を受けていた18年10月から23年10月までを除く。)で飼養(1事業者)
 - ③ アカゲザル(4匹)について、在来種と誤認していたとして、無許可で飼養(1団体)
 - ④ カニクイザル(1匹)について、許可申請の必要性を知らされていなかったとして、17年から19年までの2年間、無許可で飼養(1人)
- 以上のほか、無許可飼養の事例あり
 - ⑤ カダヤシ(13匹)を無許可で飼養して22年9月から23年12月まで研究(1団体)
 - ⑥ キタリス(15匹)の飼養について、19年6月に動物取扱業の登録を行ったが、外来生物法による許可申請を行っていないもの(1事業者)
 - ⑦ アライグマ(7匹)について、展示目的で、17年から22年までの4年間、無許可で飼養(1事業者)
 - ⑧ アライグマ(2匹)を展示目的で17年8月に譲り受けているが、許可申請を行っていない期間あり。また、フクロギツネ(2匹)を20年7月に譲り受けたが、死亡までの間、許可申請を行っていないもの(1事業者)

所見表示の要旨

【関東地方環境事務所、関東農政局】

- ① 都県条例による許可を受けていたもの、更新申請が行われていないもの及び特定外来生物を譲り受けたものについて、情報を収集の上、許可を受けていない者に対しては、取扱い制度、手続、許可基準等を通知し、許可申請等の必要な手続を行うよう指導するとともに、指導に応じない者に対しては立入りをを行う等厳正に対処すること。
- ② 都県、同教育委員会等の協力を得て、学術研究の目的で新たに特定外来生物の飼養等を行う者の情報を収集の上、許可申請等の必要な手続を行っていない者に対しては、立入りをを行う等厳正に対処すること。
- ③ 動物愛護管理法に基づき新たに動物取扱業の登録を行った者の情報を収集の上、これらの者に対し、特定外来生物の同定マニュアル及び取扱いに関する制度、手続、許可基準等について、周知徹底を図ること。

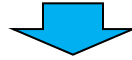
回答の要旨

- ① 平成26年度に立ち上げる「関東地域外来種対策連絡会議(仮称)」のネットワークを活用するとともに、都県動物愛護管理担当部署との連携を検討・調整し、都県等に制度・飼養等許可について周知の上、情報共有体制を構築。その結果、無許可飼養等の情報があつた場合、聞き取り・現地調査等により違反が認められるときは厳正に対処
 - ②、③ 周知できる方法を検討・調整した上、都県、同教育委員会等の協力を求め、制度等について教育機関、新たに動物取扱業の登録を行った者に周知
- ※ 指摘のあつた事例については、無許可で飼養等を行っていることが確認できたものについては、厳重注意し、個体の処分等を指導(2事業者等)し、手続を失念等により行っていないものについては更新申請することを指導等(3事業者等)。事実確認中のもの(3事業者等)は、不適切な飼養等の状況がみられた場合、上記に準じて対処

(2) 飼養等の許可を受けていない者への譲渡し等の禁止

主な調査結果

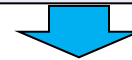
- 展示目的でアライグマ及びフクロギツネの飼養等許可を受けている1事業者が、飼養等の許可を受けていない事業者に平成17年8月にアライグマ(2匹)、20年7月にフクロギツネ(2匹)を譲渡し(1事例、再掲)
- 無許可飼養等の疑いで関東地方環境事務所に情報提供があった事案について、処理記録が作成されているのは、平成24年度の3件のみ
同事務所は、飼養等の許可を受けた事業者が、無許可の事業者に生きたモクズガニを譲り渡している旨の情報を入手しながら、前者に対する指導までには至っていない(1事例)



所見表示の要旨

【関東地方環境事務所、関東農政局】

- ① 新規許可及び更新許可の際、飼養等の許可を受けていない者等に特定外来生物の譲渡し等を行わないよう指導すること。
- ② 無許可飼養等の疑いで情報提供があった事案について、処理記録を作成・保管し、無許可飼養等に至った経緯等を収集の上、飼養等の許可を受けていない者等に譲渡し等を行った者に対して厳正に対処すること。



回答の要旨

- ① 譲受け・譲渡しには相手の許可番号を確認することが必要であることを記載した資料を新たに作成し、新規・更新の許可証交付の際に当該資料を送付し周知徹底
 - ② 情報提供があった事案は記録をとり、無許可飼養等の疑いがあるものは対応記録簿に記録するとともに、聞き取り・現地調査等により違反が認められる場合は厳正に対処
- ※ 指摘のあった事例については、厳重注意した(1事業者)。事実確認の上、不適切な飼養等がみられた場合、必要な対処を行う(1事業者)。



アライグマ(環境省HPより)



モクズガニ(環境省HPより)

(3) 許可条件の遵守

主な調査結果

- 関東地方環境事務所は、飼養等許可を受けている者への立入検査を実施したことなし
- 生業の維持を目的としてモズガニ等の飼養等許可を受けている30事業者及び展示を目的としてアライグマ、カミツキガメ等の飼養等許可を受けている12事業者を調査した結果、次のとおり不適切な事例あり
 - ① 許可申請書に添付されている水槽型飼養施設と異なる水槽(ふた、施設設備が設けられておらず、特定飼養等施設の基準を満たしていない。)でカミツキガメ(3匹)を飼養(1事例)
 - ② 許可を受けた頭数(12頭)を超える13頭のアキスジカを飼養しているが、個体数の増加の届出を行っていない等、特定外来生物の数量の変更届出が不適切なもの(8事例)
 - ③ カミツキガメへのマイクロチップの埋込みを行っていないなど、識別措置を講じていないもの(5事業者)



所見表示の要旨

【関東地方環境事務所、関東農政局】

- ① 飼養等の許可を受けている者に対し、届出の遵守について指導を徹底すること。
- ② 飼養等の許可を受けている者からの特定外来生物の数量の変更、識別措置等に係る届出状況を踏まえ、許可条件を遵守していない者に対しては、立入検査を行う等厳正に対処すること。



回答の要旨

- ① 届出の遵守を求める資料を作成し、新規・更新の許可証交付の際に送付し、周知徹底
 - ② 届出において、許可条件を遵守していないと疑われる者に対し、聞き取り・現地調査等を実施し、違反が認められる場合は厳正に対処
- ※ 指摘のあった事例については、i) 飼養等施設について、状況を確認し不適切な飼養等が見られた場合、必要な対処を行う(1事業者)、ii) 飼養等の数量の変更について、確認できたものは厳重注意した(4事業者)、飼養等の状況を確認し、適切に届出を行うよう指導する(4事業者)、iii) 識別措置について、措置するよう指導した(3事業者)、実施状況を確認し、適切でない場合、指導する(2事業者)



カミツキガメ(環境省HPより)



アキスジカ(環境省HPより)

2 特定外来生物の防除の推進

主な調査結果

- 関東地域のアライグマ、羽田沼(栃木県)のオオクチバス及び印旛沼(千葉県)周辺のカミツキガメ、関東地方整備局管内の直轄国道及び直轄管理河川におけるオオキンケイギク等植物5種類の特定外来生物については、国の行政機関が生息(生育)状況等に関する情報を収集。また、平成26年度には、狭山丘陵におけるキタリスの生息調査を予定。しかし、これら以外に、国の行政機関による特定外来生物の生息(生育)状況等に係る情報収集はみられない。
- 埼玉、栃木及び群馬県内の124市町村のうち回答があった120市町村において、アライグマは、県・市町村主体で、ある程度の防除が進んでいる一方、市町村が生息するとしている他の特定外来生物(21種類)については、防除されていない(ウシガエル、ガビチョウ等14種類)、防除が低調(ブルーギル、アレチウリ等7種類)。また、市町村からは国で対策を考えてほしい等の意見あり
- 関東地方環境事務所は、無許可飼養等の疑いで情報提供があった事案の処理過程において、米軍横田基地近くの雑木林にソウシチョウが多数生息しているとの情報を入手しているが、制度上保全を図る地域と認められない等として、当該生息状況の事実確認を未実施

所見表示の要旨

【関東地方環境事務所】

- ① 防除の必要性及び有効性について周知・広報を強化するほか、地方公共団体、民間団体等に協力を求めて、特定外来生物の生息(生育)、被害及び防除実施の状況に関する情報を広く収集・整理し、提供するとともに、計画的な防除並びに地方公共団体及び民間団体等に対する積極的な技術支援を行うこと。
- ② 無許可飼養等の疑いで提供された情報を契機として特定外来生物の生息(生育)実態を把握し、必要に応じ防除を行うこと。

回答の要旨

- ① 平成26年度に立ち上げる「関東地域外来種対策連絡会議(仮称)」を通じて、防除の必要性及び有効性を周知するとともに、環境省生物多様性センターのホームページ「いきものログ」(25年11月から運用)を活用した特定外来生物の生息(生育)情報の幅広い収集や地方公共団体との共有を図る。また、特定外来生物による被害及び防除実施の状況、防除技術等の情報についても当該連絡会議において共有体制を構築し、必要に応じて民間団体を含めた防除等の協力体制等を検討
 - ② 連絡会議等において、情報共有し、生態系への影響を踏まえ、必要に応じ防除の協力体制を含め検討
- ※ 指摘のあった事例については、情報収集した上で、必要な対応を実施



ウシガエル(環境省HPより)